

国民健康保険に加入している方へ

70歳未満の方

人工腎臓を実施している慢性腎不全の方の特定疾病療養受療証の有効期限は、7月31日(金)までです。

引き続き該当する方に新しい受療証をお送りします。医療費が自己負担限度額までになります。

申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

【申請できる方】
国民健康保険料を滞納していない世帯の方

【申請に必要な物】
国民健康保険証
平成27年度の住民税が非課税の世帯の方は、入院時の食事療養費を減額します。

入院が決まっているか、入院中の申請により、申請月から減額します。

【本人負担額(1食当たり)の食事療養費】
▽標準負担額 260円
▽住民税非課税世帯 210円

▽入院が過去1年間で90日超(長期入院該当) 160円

【申請に必要な物】
国民健康保険証・長期入院に該当する方は、入院期間の分かる請求書が領収書

平成27年1月2日以降に転入した方は、前住所地の平成27年度の住民税非課税証明書(世帯全員分)が必要です(住民税課税状況が確認できる場合があります)。お問い合わせください。

70歳以上で高齢受給者証をお持ちの方

申請により、医療機関窓口での自己負担額と食事療養費または生活療養費が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します(下表の通り)。

【申請できる方】
▽世帯主と国民健康保険に加入している世帯員全員が住民税非課税の方(区分II)

▽世帯主と国民健康保険に加入している世帯員全員の所得合計が0円の方(区分I)

70歳74歳で住民税課税世帯の方は、保険証と高齢受給者証を医療機関に提示することで自己負担限度額までの支払いとなるため、申請は不要です。

【申請に必要な物】
高齢受給者証・長期入院に該当する方は、入院期間の分かる請求書が領収書

平成27年1月2日以降に転入した方は、前住所地の平成27年度の住民税非課税証明書(世帯全員分)が必要です(住民税課税状況が確認できる場合があります)。

お問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

申請により、医療機関窓口での自己負担額と食事療養費または生活療養費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します(下表の通り)。

【申請できる方】
▽世帯員全員が住民税非課税の方(区分II)

▽世帯員全員の所得額が0円の方(区分I)

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

既に認定証をお持ちで、平成27年度の所得区分が引き続き区分IIか区分Iの方は申請の必要はありません。新しい認定証を7月22日(水)以降、順次お送りします。

【申請・担当課】
国保年金課
区役所3階315番
☎5654-8212

所得区分	自己負担限度額(高額療養費算定基準)		一般病入院時の標準負担額(食費)	療養病入院時の生活療養費標準負担額(食費+居住費)
	外来のみ(個人ごと:月)	外来+入院(世帯ごと:月)		
住民税非課税	8,000円	24,600円	過去1年間の入院期間90日以下 210円/食	210円/食 + 320円/日
			過去1年間の入院期間90日超 160円/食	
区分I	15,000円	100円/食	130円/食 + 320円/日	

療養病床に入院している方のうち、厚生労働大臣が定める入院医療の必要性の高い患者の方の場合は、一般病入院時の標準負担額になります。

平成27年度後期高齢者医療制度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書・納入通知書兼特別徴収開始通知書などを近日中にお送りします。

【担当課】 国保年金課 ☎5654-8528

保険料の算定方法

$$\text{年間保険料額 (限度額57万円)} = \text{均等割額 42,200円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額} \times 8.98\%)$$

※賦課のもととなる所得金額=総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

【年金収入のみの場合の年間保険料額算定例】

*年金収入には、遺族年金や障害年金は含まれません。

例1 単身世帯の場合

年金収入	80万円	140万円	180万円	200万円	230万円
均等割の軽減割合	9割	8.5割	5割	2割	なし
均等割額(A)	4,220円	6,330円	21,100円	33,760円	42,200円
所得割の軽減割合			50%	50%	なし
所得割額(B)	0円	0円	12,123円	21,103円	69,146円
保険料総額(A+B)	4,200円	6,300円	33,200円	54,800円	111,300円

(保険料総額の100円未満は切り捨て)

例2 75歳以上の夫婦二人世帯の場合

年金収入	夫	80万円	140万円	180万円	230万円	270万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
均等割の軽減割合		9割	8.5割	5割	2割	なし
均等割額(A)	夫	4,220円	6,330円	21,100円	33,760円	42,200円
	妻	4,220円	6,330円	21,100円	33,760円	42,200円
所得割の軽減割合	夫			50%	なし	なし
	妻					
所得割額(B)	夫	0円	0円	12,123円	69,146円	105,066円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
各人保険料総額(A+B)	夫	4,200円	6,300円	33,200円	102,900円	147,200円
	妻	4,200円	6,300円	21,100円	33,700円	42,200円

(各人保険料総額の100円未満は切り捨て)

保険料均等割額の軽減

世帯主および同じ世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額が下表の基準以下の場合、均等割額が軽減になります。5割軽減と2割軽減は、対象となる所得基準額が拡大されました。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	均等割額の軽減割合
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(26万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(47万円×被保険者の数)以下	2割

65歳以上(平成27年1月1日時点)の方で公的年金所得がある場合は、その所得から15万円を差し引いた額で判定します。

保険料所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた賦課のもととなる所得金額が下表の基準以下の場合、所得割額が軽減になります。

軽減基準	所得割額の軽減割合	年金収入のみの場合
賦課のもととなる所得金額が15万円以下	100%	168万円以下
賦課のもととなる所得金額が20万円以下	75%	173万円以下
賦課のもととなる所得金額が58万円以下	50%	211万円以下

制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者だった方の保険料の特例

均等割額が9割軽減となり、所得割額は掛かりません。

被用者保険とは、国民健康保険と国民健康保険組合を除く健康保険(健康保険組合、共済組合など)のことです。

保険料の納付方法

保険料は原則、年金からの引き落とし(特別徴収)となります。ただし、年金受給額の年額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方の保険料は、年金からの引き落としにはなりません。

年金からの引き落としの対象とならない方(普通徴収)は、納付書や口座振替でお納めください。納付書は7月、10月、翌年1月に3カ月分ずつお送りします。口座振替をご希望の場合は手続きが必要です。

保険料を年金からの引き落としで納めている方でも、申し出により口座振替で納付できます。詳しくは、保険料額決定通知書に同封の案内をご覧ください。